

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成26年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成27年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位: %)

区分	～平成27年8月	平成27年9月
給料に対する割合 ^(注)	10.5775	10.79875 (+0.22125)
期末手当等に対する割合	8.462	8.639 (+0.177)

(注) 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月1日に地方公務員も厚生年金の被保険者となり、あわせて、平成27年10月以降の厚生年金保険給付費に充てるための保険料率が、被用者年金一元化法及び厚生年金保険法において下記のとおり定められました。また、新たに「年金払い退職給付」の創設に伴い当該保険料の負担をしていただくこととなります。

参考 平成27年10月以降の厚生年金保険に係る保険料率【本人負担分】

改定時期	保険料率(%)【本人負担分】
平成27年10月	8.639
平成28年9月	8.816
平成29年9月	8.993
平成30年9月	9.150

(注) 被用者年金一元化に伴い、地方公務員共済年金にも標準報酬制が導入され、毎月の標準報酬に対する保険料率と期末手当等に対する保険料率が同一になります。

※平成26年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。

どうぞご覧ください。 <http://www.chikyoren.or.jp>

ご存知ですか?!

平成27年10月(被用者年金一元化)より

「ワンストップサービス」が始まります

現在、公務員期間についての年金相談、年金請求は、共済組合へ、また民間企業等の期間についての年金相談、年金請求は、日本年金機構(年金事務所)へと、それぞれの加入期間に応じて手続きしていただく必要がありますが、**平成27年10月からは、ご希望されるいずれの窓口においても、まとめて年金相談や年金請求ができるようになります。**

なお、年金請求書等の様式についても平成27年10月以降に刷新される予定となっており、いずれかの窓口へ1通提出すれば、これまでの年金加入記録に基づいて、各機関が連携し、それぞれ決定、支給を行うようになります。

※ ワンストップサービスの対象外(平成27年9月30日までに受給権が発生する場合の年金請求等)となるものもあります。なお、ワンストップサービスの具体的なサービス等につきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。